

## 市第67号議案

## 青葉区における町区域の変更及び字区域の廃止

次のように青葉区において町区域を変更し、及び字区域を廃止する。

令和3年12月7日提出

横浜市長 山中竹春

## 1 町区域の変更

変更後の区域		変更後の区域に編入する現在の区域	
町名	町名	区域図	
青葉区 大場町	青葉区みすずが丘の一部	別図のとおり	
青葉区 みすずが丘	青葉区大場町の一部		

## 2 字区域の廃止

廃止する字区域		区域図
青葉区 大場町	字衛門ヶ谷の一部	別図のとおり

青葉区における町区域の変更及び字区域の廃止図 別図



凡 例	
———	新 町 界
—×—×—	旧 町 界
-----	町 界
———	新 字 界
—×—×—	旧 字 界
-----	字 界
(大場町)	旧町名又は旧字名
□	字廃止区域
—○—○—	土地区画整理事業 施行地区界

## 提 案 理 由

大場第四地区土地区画整理事業の施行に伴い、青葉区大場町等の町区域を変更し、及び同区同町字衛門ヶ谷の一部の字区域を廃止したいので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により提案する。

### 参 考

#### 地 方 自 治 法（抜粋）

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）

